

# 弁護士法人高井・岡芹法律事務所

50年の歴史の中で培った実戦経験を礎にしつつ、それにとらわれずに多様な人事労務問題に対応する法律事務所

## 沿革・概要

——2023年で設立50周年を迎えます。これまでのあゆみを教えてください

1973年に現会長の高井伸夫が高井伸夫法律事務所を開設しました。以来、約半世紀にわたり、使用者側の人事・労務問題に取り組んでいます。2010年に高井・岡芹法律事務所に改称し、私(岡芹)が所長に、高井が会長になりました。設立から私が加入した1994年頃までの20年ほどは、企業対労働組合という構図が強く、取り扱う事件も争議対応、団体交渉サポート等の組合を相手にしたものが中心でした。現在は、労働組合の組織率自体が低下し、良い意味でも悪い意味でも個人主義が進み、各個人が組合を通さずそれぞれ権利主張をするようになったため、企業対個人という構図が中心となっています。ただ、その個人について、従業員の集団、総体の一部としての側面を考慮に入れる必要性も出てきています。

## 取扱分野

——取扱分野を教えてください

労働時間・賃金、採用・退職・配転・出向等の日常的な労務問題、問題社員への対応、就業規則の作成・変更、労働組合対応、会社組織再編、訴訟・行政対応等、人事・労務問題全般について扱っています。付随して、株主総会対応や消費者対応、債権回収、契約法務、トラブル・訴訟対応等の一般企業法務のご相談も受け付けています。

——最近多いご相談は何でしょうか

やはり、メンタルヘルスとハラスメントに係るご相談は、ここ10年間で急増しています。また、

会社分割、事業譲渡等の組織再編に際して労働者を移籍させる、雇用調整・終了を行うといった仕事も増えてきています。最近特に目立ってきた印象があるのは、賃金ダウンでしょうか。特定個人に対するものは勿論、規程改訂による集団的・組織的なものの双方のご相談があります。不景気による人件費削減といった側面もあるでしょうが、成果を上げている人の報酬は高くし、そうでない人は下げるといったメリハリをつける必要性を感じている企業が多くなってきているように思います。



岡芹健夫弁護士

## 特長

——顧問先・業務体制を教えてください

2022年11月時点で、約300社の企業・病院・学校法人・団体・個人の方と顧問契約を締結しています。企業規模は、従業員数が1万人を超える大規模上場企業から、成長過程にある小企業まで幅広く、業種も金融、運輸、建設、製造、サービス、ITなど多様である点が特長です。顧問先が多いため、日常の「お困りごと」に関するご相談が多くあります。「お困りごと」への回答にあたっては、正確さはもちろんのこと、迅速さと親身さを意識しています。当所では、ほぼすべての案件について、直接の担当者、指導・決裁担当者の2人以上で処理する体制をとっていますが、所内での連携体制等を工夫し、早め早めにご回答を提示するようにしています。

——相談対応にあたり大切にされている姿勢を教えてください

紛争になりそうな案件については特に、「筋」を大切にしています。「筋」とはつまり、理論的な正確度を指します。法律とは説得術です。自分の思いもあれば相手の思いもあるなかで、第三者が納得する「説得」をしなければならない。説得力を基礎付けるのが「筋」で、「筋」の基本は法律、裁判例、規則です。最終的な段階では、常識やバランス感覚が決め手となることもありますが、これらに頼る前にまずは「筋」をしっかりと押さえることが大事であると所員に指導しています。それを踏まえた上で、お客様の立場を思い、お客様の必要性・要請を、如何にして「筋」により構成するか、が大切と考えています。

——執筆活動やセミナーも重視されています

外部に向けて発信をするために自分の見解をまとめることは、「筋」を突き詰めて勉強する良い機会となるため、若手弁護士に積極的に経験させるようにしています。また、セミナー参加者から、日頃ご相談を受けたことのない「お困りごと」に関するご質問を頂くことも多く、新たな知見として宝となっています。メールマガジン(『Management Law Letter Online』)や、ウェブサイトでの情報発信(『法務Q&A』)にも力を入れています。

## 今後の挑戦

——労働法制のこれからを踏まえ、貴所の今後の「挑戦」を聞かせてください

日本には法律があって、裁判例があって、それに基づいて実務があります。特に労働法は、法解釈に関する裁判例の具体的な積み重ねで、実務的な指針が形成されています。法律と裁判例を念頭に、実務的な指針を立論し、当該指針にあてはめて紛争処理をするという枠組みは、今後も変わらないでしょう。しかし、裁判例というのは、出された時点で過去の事案になります。たしかに、現在直



面している事案が裁判例と似ていることは多いですが、企業が違い、時代が違う以上は、絶対に過去の事案との「違い」があるはずで、その違いを弁護士が正確に捉えて、過去の枠組みを尊重しつつ、それに拘泥しない立論をしていく必要性が、これからの日本ではさらに高まっていくと思います。現在日本は曲がり角にきています。経済苦境をはじめとした社会的諸問題を解決するために、あらゆる変革が求められており、新しい視点は何事にも必要となってきていますが、それは法律業務も例外ではありません。過去の指針を正確に読み取り、現在にあてはめるといっただけでは、これからの企業の助け手として十分であるとは言えません。これは、これまでの法理論の「筋」を曲げるということではありません。むしろ、「筋」に則りながらも時代の変化、企業の個性、労働者の個性を踏まえた上で、何がその企業、さらには社会のために有益・有意義であるかをクライアントと共に悩み、望まれている方向での立論をするということです。そういった能力を持った弁護士、事務所でありたいと考えています。



弁護士法人  
高井・岡芹法律事務所  
弁護士数:13名  
代表弁護士:高井伸夫、岡芹健夫  
(第一東京弁護士会)  
〒102-0073  
東京都千代田区九段北4-1-5  
市ヶ谷法曹ビル902号室  
TEL:03-3230-2331  
URL:https://www.law-pro.jp  
Mail:from.web@law-pro.jp